

平成30年3月定例教育委員会 会議録

3月定例教育委員会を平成30年3月15日午前9時30分 市役所203会議室に招集する。

◆出席者

教育長 滝 誠

教育委員 教育長職務代理者 高木浩行 委員 千葉桂子 委員 紀藤統一
委員 奥村康祐 委員 小倉志保

事務局 吉野教育部長 小島子ども・子育て監
武藤学校教育課長 神谷学校教育課主幹 上原文化スポーツ課長
中村歴史まちづくり課長 間宮子ども未来課長 小川指導主事
岩田指導主事

記録者 田中直美 和泉知子

傍聴者 黒田和子 杉山名々子

◆次 第

1 開 会

2 前回会議録の承認

3 教育長報告

4 付議事件の審議

第49号議案 するすみふれあい広場の設置及び管理に関する条例施行規則について

第50号議案 犬山市民運動場管理運営に関する規程を廃止する訓令について

第51号議案 犬山市文化の薫り高いまちづくり事業選定審査会規則について

第52号議案 犬山市文化史料館の設置及び管理に関する条例施行規則等の一部改正について

第53号議案 犬山市放課後児童健全育成事業実施に関する規則の一部改正について

第54号議案 犬山の教育施策2018「学びのまちづくり」について

第55号議案 犬山の教育施策2018「学びの学校づくり」について

第56号議案 犬山市教育委員会事務局学校医の委嘱について

第57号議案 犬山市スポーツ推進委員の委嘱について

第58号議案 犬山市文化財保護審議会委員の委嘱について

第59号議案 平成29年度要保護及び準要保護児童・生徒の認定について

5 通信及び請願

6 協議・連絡

(1) 後援名義使用許可に関する報告

- (2) 犬山市教育振興基本計画について
- (3) 犬山市部活動外部指導員設置要綱について
- (4) いじめ防止に向けて
- (5) 犬山市文化芸術活動全国大会等出場者激励費支給要綱について
- (6) たのしく言葉あそび（こども俳句教室）の実施について
- (7) 第36回犬山シティマラソン・第40回読売犬山ハーフマラソンの終了報告について
- (8) 4月・5月行事予定表について
- (9) 平成30年度教職員定期人事異動に係る事項について
- (10) 平成29年度犬山市教職員退職辞令伝達式について
 日時 平成30年3月30日（金）午後3時30分より
 場所 犬山市役所2階 205会議室
- (11) 平成30年度犬山市教職員辞令伝達式について
 日時 平成30年4月2日（月）午前9時45分より
 場所 犬山市役所2階 201・202・203会議室

- 7 自由討議
- 8 その他
- 9 閉会

◆議事内容

開 会	
教 育 長:	ただ今より3月定例教育委員会を開催します。
前回会議録承認	
教 育 長:	前回、前々回の会議録の承認をお願いします。
教育長 報告	
教 育 長:	<p>平成29年度も最後の定例教になるわけですが、特に千葉委員におかれましては、2期8年という長きに渡り、教育委員をお勤めいただきまして今日が最終の会ということで、おそらく感慨深い思いで今日この会に臨んでいただいているのではないかと思います。本当に長い事お疲れさまでございました。</p> <p>3月1日に高等学校の卒業式がありました。6日には中学校の卒業式が、そして明日の3月16日には犬山幼稚園が卒園式を迎えます。また、3月20日には小学校の卒業式が予定をされております。学校現場は卒業式、卒園式を迎えまして、29年度に幕を閉じる準備をいただいているわけですが、一年の終わりは次の年の始まりということで、次年度の準備も含めて、学校現場は大忙しだと思っております。</p> <p>現在、市議会の真最中でありまして、一般質問が終わり、議案質問が終わり、明日から部門委員会ということで、部長課長の皆さんは大変な時間が続くわけですが、議会の中でも2学期制について毎回のようにご</p>

	<p>質問をいただいております。これについては地域、保護者の方々にご理解をいただくための懇談会だとか、或いは現場の先生方の意識を高めるための研修会とか、そういったものを30年度は実施をしないといけないという思いをしております。現場は2学期制を強く守っていきたいという気持ちでおりますし、2学期制の趣旨をご理解いただいている皆さんについては、やはり2学期制だぞと言っていたわけで、この辺りの理解がまだ充分でない方は、本当に2学期制でいいのかとおっしゃってみえる方もみえますので、その辺りきちっと理解がいただけるよう、学校現場も教育委員会も努力をしていかなければいけないと思っております。</p> <p>本日の議題であります、国の法改正による県、市の条例改正に伴う教育委員会の規則等の改正ということで、案件が多いですので効率よく進めていきたいと思っております。ご協力をお願いしたいと思います。</p> <p>それでは、付議事件の審議に入ります。</p>
教育長:	<p style="text-align: center;">第49号議案</p> <p>「するすみふれあい広場の設置及び管理に関する条例施行規則」について、事務局お願いします。</p>
上原課長:	<p>この案を提出しますのは、するすみふれあい広場の設置及び管理に関し、必要な事項を定める必要があるからです。従来、するすみふれあい広場は要綱で使い方を決めておりましたが、今回、地方自治法第244条の2第1項において、するすみふれあい広場が公の施設に該当するということで、条例の整備をしています。その詳細を決めるのがこの規則でして、従来の使い方と変更になった部分は、今までのするすみふれあい広場は臨時駐車場として全面利用することとしておりましたが、一部利用を認めることにさせていただいている点です。公共的団体が利用できるというある程度絞った使い方になっていて、独占利用としまして、国や地方公共団体が公益を目的とした事業を行うときと、公共施設の臨時駐車場として利用するときということで、文化会館、体育館を想定しております。附則としてこの規則は平成30年4月1日から施行されます。</p>
教育長:	<p>今の説明について何かご意見ご質問はございませんか。</p>
教育長職務代理人:	<p>一部利用というのは、どのような意味ですか。</p>
上原課長:	<p>今までは、例えば文化会館の行事で臨時駐車場として利用した場合も、全面利用しかできなかったのも、駐車場が空いている場合もありましたが、これからは、必要な台数に応じた利用ができるよう明文化したということです。</p>
吉野部長:	<p>補足ですが、体育館ができたことで文化会館や体育館で行事があった時に駐車場が不足している状況なので、申請者に必要な台数を申請していただき、割り振って調整してたくさんの方に使っていただけるようにするという事です。</p>

教 育 長:	他にいかがですか。
紀藤委員:	施行規則云々ではないですが、あの広場を駐車場として使うと、雨の日などの後の整備はどうなっていますか。小中学校のグラウンドは駐車場として使った後はトンボやブラシでならしますが、ここはしなければいけない状況なのか、固いからしなくても大丈夫なのですか。
上原課長:	ある程度状況は見させていただきますが、今まではそこまでしていただくような状態になっていたことはありませんでした。ただ、条例上は現状回復となっていますので、そういった場合は相手方に対してお願いをすることになると考えています。
紀藤委員:	その後は公園として利用するという事なので、次の利用者の方のことを考えて、現状回復することはぜひお願いしたいです。
教 育 長:	現状回復ということ、きちんと利用される方にはお伝えをし、守っていただくということですね。他にどうですか。
千葉委員:	今は西の入口が開いていないので、東の入口から出入りしなければならぬ状況です。全面利用の時は出入口が一つでも心配なかったと思いますが、今後一部は駐車場として、一部は他の行事で利用されるような場合、危険性があると感じたので、なぜ、西の入口が締められているのか、安全面についてお聞きしたいと思いました。
上原課長:	西口は車の底を擦るということで閉鎖してありますが、今後については両方開けるようにして、半々で使う時は双方から出入りできるようにします。徐行の看板も手配をしています。駐車場として使う時は遊ぶことはやめてくださいということは周知していますが、空いていると遊んでいる方がみえるので、文化会館の職員が適宜回って注意はしています。もう少し看板も増やして、安全管理に努めていきます。
教 育 長:	他にいかがですか。ないようですので、第49号議案につきましてお認めいただけますでしょうか。
各 委 員:	異議なし。
教 育 長:	異議なしと認めます。この件は承認されました。 続きまして、第50号議案の審議に入ります。
教 育 長:	第50号議案
教 育 長:	「犬山市民運動場管理運営に関する規程を廃止する訓令」について、事務局お願いします。
上原課長:	この案を提出しますのは、犬山市民運動場管理運営に関する規程を廃止する必要があるからです。今までこの規程で名証グラウンドと木曾川犬山緑地の管理をしていましたが、名証グラウンドは施設自体がなくなりましたし、木曾川犬山緑地につきましては平成29年12月議会で、都市公園条例において規定することとなりましたので、この規程が不要となったため、廃止するものです。
教 育 長:	これについてどうですか。ないようですので、第50号議案につきましてお認めいただけますでしょうか。

各委員:	異議なし。
教育長:	異議なしと認めます。この件は承認されました。 続きまして、第51号議案の審議に入ります。
	第51号議案
教育長:	「犬山市文化の薫り高いまちづくり事業選定審査会規則」について、事務局お願いします。
上原課長:	この案を提出しますのは、犬山市文化の薫り高いまちづくり事業選定審査会を設置する必要があるからです。平成29年度から犬山市文化の薫り高いまちづくりのための補助金を交付しております。今年度は内部委員ということで市役所内の職員で審査をしておりましたが、内部の委員会ではなく外部委員の審査会で審査をすることが犬山市のガイドラインに載っていますので、1年は内部で審査をしましたが、平成30年度からは外部委員の審査会という形にするため、今回この規則を上げさせていただきました。外部委員には犬山市教育委員会の委員さんと犬山市社会教育委員さんを予定しております。
教育長:	市の単独の事業でホームページにも載っていますが、1団体上限5万円を補助するという事業ですね。これについてご意見ご質問はありませんか。
教育長職務 代理者:	文化の薫り高いまちづくり事業というのは、具体的にどんな事業なのか教えてください。
吉野部長:	今年実際にあったのは、俳句とか浴衣の事業で、外部へ発信して、犬山をPRしてくれるような文化的な事業であれば補助金を出します。今年から始めた事業で、今年については審査会の委員さんが補助申請団体と利害関係があるといけないと考え、内部委員でやってみましたが、状況を見て、やはり外部の知識者の方に審査していただいたほうがいいということになり、新たに審査会を設置させていただくことになりました。教育委員さんの中からもお願いすることになると思いますのでよろしくお願いします。
教育長:	他にいかがですか。
奥村委員:	地域安全課がされているものとは違いますか。
吉野部長:	違います。こちらは市民活動になりますが、これは文化に特化したものになります。
教育長:	他にどうですか。ないようですので、第51号議案につきましてお認めいただけますでしょうか。
各委員:	異議なし。
教育長:	異議なしと認めます。この件は承認されました。 続きまして、第52号議案の審議に入ります。
	第52号議案
教育長:	「犬山市文化史料館の設置及び管理に関する条例施行規則等の一部改正」について、事務局お願いします。

中村課長:	この案を提出しますのは、教育委員会所管施設における施設の使用及び使用料等の減免に対する申請書類の見直しに伴い、規則の一部を改正する必要があるからです。内容につきましては、犬山市の文化史料館の設置及び管理に関する条例施行規則の様式第1、様式第3、様式第5及び様式第6を改めます。また、犬山城入場登閣料等徴収条例施行規則の様式第5及び様式6を改めます。改正後の様式が付いていますが端的に申しまして、申請者の押印を無くすという変更です。庁内の他の施設の申請書をも押印をしていないので、今回押印を省略するという形で様式の改正をしたいということで提案をさせていただきます。
教育長:	事務の簡素化を図るということだと思います。これについてご意見ご質問はありませんか。特にないようですので、第52号議案につきましてお認めいただけますでしょうか。
各委員:	異議なし。
教育長:	異議なしと認めます。この件は承認されました。 続きまして、第53号議案の審議に入ります。
教育長:	第53号議案
教育長:	「犬山市放課後児童健全育成事業実施に関する規則の一部改正」について、事務局お願いします。
間宮課長:	この案を提出しますのは、犬山市放課後児童健全育成事業の設置場所を変更するのに伴い、規則の一部を改正する必要があるからです。東児童センター内で実施しておりました東児童クラブについて、4月から東小学校内で実施するという事です。4月1日付けで移設するという事に伴う規則改正でございます。
教育長:	児童クラブを今後小学校内に移していくという流れの中の一環ではありますが、東児童クラブについては、東小学校に移すということです。これについて何かご意見ご質問があるようでしたらお願いします。
千葉委員:	夏休みもこの状況で、このままですか。
間宮課長:	今回、初めて小学校に全部入りますが、当然夏休みは利用が増えますので、学校にご協力をいただいて、通常は1階の2教室を使いますが、夏休みについては高学年用に3階の音楽室をお借りします。そのために3教室には空調も付けました。それで手当できるものと思っております。
教育長:	この辺りは学校現場とも協議して、ご理解をいただいた上での措置という事であります。他にいかがですか。ないようですので、第53号議案につきましてお認めいただけますでしょうか。
各委員:	異議なし。
教育長:	異議なしと認めます。この件は承認されました。 続きまして、第54号議案の審議に入ります。
教育長:	第54号議案
教育長:	「犬山の教育施策2018「学びのまちづくり」」について、事務局お

	願います。
武藤課長:	「学びのまちづくり」につきましては、今年度見直しを進めてきました犬山市教育振興基本計画が、4年間あるいは5年間の中期の計画でありますので、各年度に各課が取り組む具体的な事業とその内容を明らかにして周知をするという目的で、毎年度作成して公表しているものになります。前年度平成29年度版をベースに、教育振興基本計画の内容を踏まえつつ、平成30年度の内容に置き換えたものを今回提案をさせていただきます。
教育長:	大きな構想で犬山市の第5次総合計画があり、教育大綱があり、教育振興基本計画があり、学びのまちづくりがあり、学びの学校づくりがある。こういった形で表すものがいっぱいあるわけですが、30年度は取りあえずこういったものができていますが、こんなにも、もういいんだという意見もあり、学びのまちづくりについては30年度版をもって一区切りつけて、後は各課でという考えもあります。それについてはどうですか。
紀藤委員:	今の話ですと、30年度分の内容が書かれているということですが、あちこちから抜いて作ってみえて、金額が入っています。今年度はこれだけのことをやるということであれば、もう少し簡略な物にして、こんなに厚いものはいらないのではないかと。文章表現は別にして、この事業はいくらという位ではいけないのかと思いました。
教育長:	ご意見でした。他にはどうでしょうか。中身についてでも結構です。
小倉委員:	これはどなたを対象に作られていますか。
武藤課長:	市のホームページに載せますので、市民のみならず、市外の方にもご覧いただくことができます。あと、紙ベースでは市議会の方にお配りをさせていただきます。予定にしております。
小倉委員:	それを受けて2点あります。市民感覚で読んでいて、15ページの⑤ですが、30年度に整備工事を実施するということが分かりにくいので、例えば「整備工事を平成29年度に引き続き、今年度も実施します。」のほうが、わかりやすいと思います。もう1点は、「取組」が「取り組み」となっていたりして、送り仮名があったりなかったりするので、統一したほうが良いと思いました。
教育長:	「取組」を名詞で使う場合と、言葉の流れで「取り組み」となっている場合もあり、多分使い分けがされていると思いますが、読み手の方にとってはお感じになられることがあるかと思いますが、その辺も含めて検討するというのでいきたいです。1点目のご指摘についても、検討させていただきます。他にどうですか。
奥村委員:	30年度の事業と言われましたので、15ページの④伝統的建造物保存事業と、⑥民族文化財保存伝承事業は、具体的に何をやるのかわかるような記述があるといいと思います。
中村課長:	今ご指摘のあった④と⑥は、個々の案件に対する補助で、それぞれ新

	年度に入ってから申請に基づいてやるものなので、このタイミングでは具体的なことは書けないということになります。もう少しじっくりとした書き方でこんなものが該当するということは書けるとお思いますので、記載で工夫をさせていただきたいとお思います。
教育長:	他にどうでしょうか。
教育長職務 代理者:	先程の紀藤委員のご指摘のことですが、今年は振興基本計画にも力を入れましたが、それは4年、5年に一度というものであるため、また別に1年ごとのものはある程度は必要だとお思います。ですから、それを簡略化した形で、紀藤委員が金額だけを記載した端的なものと言われましたが、私もそのような方向で進めるのがいいのではないかという意見です。
教育長:	もう少しスリム化をしてもいいのではないかというご意見ですので、こういったご意見も参考にしながら、31年度版については検討していくということしていきたいとお思います。他にどうでしょうか。今いただいたご意見を基に幾分手直しする部分はあるかもしれませんが、大まかなところではよろしいでしょうか。第54号議案につきましてお認めいただけますでしょうか。
各委員:	異議なし。
教育長:	異議なしと認めます。この件は承認されました。 続きまして、第55号議案の審議に入ります。
教育長:	第55号議案
教育長:	「犬山の教育施策2018「学びの学校づくり」」について、事務局お願いします。
神谷主幹:	<p>この案を提出しますのは、平成30年度の学校教育施策の基本的な方針を定める必要があるからです。資料の赤文字は、総合教育会議以降、教育振興基本計画を転記した部分です。太文字は、1月定例教育委員会で提案をした部分で、昨年度の内容から変更されている部分です。</p> <p>それでは内容について説明します。1ページ、めざす教師・保育士像とありますが、ここは幼稚園に関わる部分なので、保育士ではなく幼稚園教諭に変えていきたいとお思います。赤文字は教育振興基本計画と同じです。</p> <p>3ページの施策2(2)のア、夏季教職員研修会として、今年度行った政策に関するアンケートの結果を受けて、まずは、教職員に対して、政策運用への共通理解を図るための研修を実施します。8月17日に計画しています。</p> <p>同ページ(3)イ、経営調整室長の業務内容を整理することで、授業づくりコーディネーターに加え、現場での直接指導の人員を増やします。若い教員が増えていますので、その指導にシフトしていきます。小学校はコーディネーター、中学校は経営室長というイメージです。</p>

	<p>4 ページ 中段（5）「授業改善犬山プラン」による人的支援に、学校業務支援員とありますが、犬山市学習支援コンサルタントと銘打ち、課題を抱える子どもたちや保護者への効果的な支援を行うとともに、中学校の業務負担の削減を狙います。発達障害や、自閉的な傾向のある生徒への学習支援を中心に行います。学校と家庭の架け橋となってもら業務です。</p> <p>6 ページ（4）イ、児童生徒作品展は、今年度までの様相を大きく改め、市民展の中に児童生徒作品展を組み込みます。作品数を大幅に削減し、文化協会に展示等を委託することにより、学校の業務の整理を行います。また、一般の展覧会と一緒に開催することにより、今までの作品展を維持すると共に、幅広い年代での文化交流に繋げることを狙っています。</p> <p>7 ページ7 体を育みます（2）ア、新たに文部科学省が始める事業を活用し、部活動指導員を3名増員します。運動部は4 中学校の4 5のうち4 3に指導員を配置できることとなりました。</p>
教 育 長:	今、説明がありましたが、お気づきの点がございましたら、ご指摘いただきたいと思います。
紀藤委員:	<p>1 ページですが、保育士を幼稚園教諭に改めるとの説明でしたが、その下のところはめざす子ども未来園ではなくめざす幼稚園で良いわけですね。</p> <p>それから、2 ページ1（1）イ、少人数学級編制のところ、「校務分掌を工夫するなど」とありますが、他にも何か工夫をしているのですか。私は、ここでは学校の独自性を認めるということでしたので、もし文章を改めていただければいいのですが、「市費負担教員を採用します。また、学校独自の工夫と努力で学級担任を増やし」という形のほうが、学校の独自性というものが、表われるのではないかと思います。アの2 学期制ですが、特に中学校として工夫していかなければならないのは、計画的なキャリア教育というか、進路指導や進学指導を推進していかなければならないので、そういう文言も入れていただければいいかと思っています。</p> <p>次は5 ページ4 のウ、学校図書館活用教育に、「カリキュラムの作成を目指します」とありますが、これは誰が作成するのかということと、各校独自で行っていくものなのか、それとも図書館で行うのかをお聞きしたいです。</p> <p>最後に8 ページ、「ゆうゆう」の関係ですが、学校との連携で今の状況を学校が把握していくということをごここにに入れていただければいいかと思われました。</p>
教 育 長:	学校図書館のカリキュラムの件はご質問でしたので、事務局お願いします。

<p>神谷主幹:</p>	<p>ご質問以外のご指摘をいただきましたところは、文書に取り込むよう前向きに検討させていただきます。ご質問についてですが、5ページは「学校図書館活用教育」という項目で起こしておりますので、図書館というのは学校図書館のことです。それぞれの学校ごとでカリキュラムを作成することを目指します。「ゆうゆう」のところですが、不登校傾向の子どもの対策は大変重要だと思っております。先程お話ししました学校業務支援員は、そういったことを得意とする者を採用しましたので、家の中でくすぶっていて、外に出られない子へのアプローチは学校担任と学校業務支援員が行います。そして「ゆうゆう」へ導きます。「ゆうゆう」の生徒は、学習でつまずいている子を中心に「ゆうゆう」の先生にも、ノウハウをお伝えすることにより、学校へ足を向けさせようと考えております。</p>
<p>教育長:</p>	<p>他にいかがですか。</p>
<p>奥村委員:</p>	<p>教えていただきたいのですが、4ページ、ウ授業改善推進委員会で理科が消してあるのはどうしてかということと、オ研究活動で4中学校が消してあって、城東中、南部中の2校になったのはどうしてかということです。</p> <p>それから、6ページ(4)イ児童生徒作品展のところに、開催場所の記載があるといいかなと思います。</p> <p>7ページの7(2)ア「3名増員します」のところも、何名から増員するという記載があるといいと思います。</p>
<p>神谷主幹:</p>	<p>授業改善委員会は授業研究などを行い、公開をして研究してきた活動です。来年度は教員の出張も減らして、校内での研修に重点を置いていこうという校長会との話もありまして、少しでも整理をしようということから、理科は「理科だいすき」というものを作っておりますので、この活動をしていくことになっていきます。</p> <p>オのご質問の研究活動は、今年は市民部からの予算で人権活動について、7年に1度犬山市が取り組む年です。30年度は予算の都合上、2校にしか講師が呼べないということです。</p> <p>児童生徒作品展の会場は、今までと同じで南部公民館になります。開催日はまだ未定ですが、決まりましたら記載するような工夫をします。</p> <p>中学校部活動指導者ですが、文化スポーツ課で40名設置していただいておりますが、学校教育課としては0なので3人新たにということになります。わかりやすさから言えば、40という数があったほうがいいのかもたぶんないので、相談してみます。</p>
<p>教育長:</p>	<p>今まで、児童生徒作品展は市民作品展と別々で開催していましたが、文化協会から、併せて一緒にやりたいというご要望があったので話が進んできていました。まだ、確定ではないので場所や開催日は記載されていないと思いましたが。他にいかがですか。</p>
<p>紀藤委員:</p>	<p>5ページのオ、学校業務支援員の配置はとてもいいことだと思います</p>

	が、今のところ、どのような人を支援員として考えてみえますか。
神谷主幹：	発達障害とか自閉傾向を持っている子達の学習支援を家庭教師的に行っている活動をしている方で、現在は可児市今渡北小学校で外国籍の学習支援や美濃加茂市教育委員会の巡回相談にも関わって見えます。資格としましては、療育指導員、発達支援コンサルタント、岐阜県発達障害専門支援員、理学修士をお持ちです。
教育長職務 代理者：	7 ページですが、犬山西小学校はユネスコの申請が通ったのですか。その絡みですが、4 ページの研究活動のところで、東小学校だけが E S D で記載されていて、犬山西小学校が記載されていないのでどうしてか教えてください。
神谷主幹：	7 ページの犬山西小学校は確定ではありません。研究活動については、委託ですので、お金を付けて E S D の研究を進めてもらうのは東小学校のみですので、このような表記になっています。
教 育 長：	「学びの学校づくり」は教育委員会で設定が出来るもので、市長と協議をしてやり取りしなくてもいいものです。取りあえずご指摘をいただいたことを基に再度検討させていただいて、30 年度版を作っていくということでご理解がいただけますでしょうか。
神谷主幹：	実は今までは、1 ページに「めざす幼稚園教諭」はありませんでした。これは犬山市教育委員会と市の校長会の連名で作っていて園長先生は入って見えないので、事務局としては調整不足のところがあります。今日午後にある校長会でも、ご指摘をいただく可能性もありますので、4 月の定例教で最終のものをお示しするという形にしたいと思います。
教 育 長：	かつて、市の校長会には園長先生にも加わっていただいていた時代がありました。ただ、だいぶ内容が違うので、折角校長会に出ても小中学校のことが中心で話が進んでしまうので、ご負担をかけてはいけないということで、遠慮していただくようになったわけです。知らないうちに園のことが書かれているということでもいけないので、ご理解をいただけるような動きをしなければいけないと思います。これについては確定をするのは4月ということでいきたいと思います。 続きまして、第56号議案の審議に入ります。
教 育 長：	第56号議案
教 育 長：	「犬山市教育委員会事務局学校医の委嘱」について、事務局お願いします。
武藤課長：	この案を提出しますのは、校医園医の2年間の任期が今月末で満了となりますので、新たに平成30年4月1日から平成32年3月31日までの期間で委嘱する必要があるためです。学校ごとの割り振りについては、尾北医師会犬山支部からの推薦に基づき調整をしていますが、今回変更が一部あります。犬山南小学校の内科医が木村内科の木村先生から、城南クリニックの保浦先生に、犬山西小学校の内科医が松村クリニックの松村先生から、同じ松村クリニックの上田先生にそれぞれ変更

	なります。それから、楽田小学校の薬剤師について、伊藤薬局の伊藤啓次郎氏が辞任をされるということで、これに伴いまして薬剤師会の推薦に基づきまして、新たにむつき薬局の原宏太郎氏に委嘱をするものとしています。
教育長:	説明があつたとおりですが、ご意見ご質問がありましたらお願いします。特にないようですので、第56号議案につきましてお認めいただけますでしょうか。
各委員:	異議なし。
教育長:	異議なしと認めます。この件は承認されました。続きまして、第57号議案の審議に入ります。
	第57号議案
教育長:	「犬山市スポーツ推進委員の委嘱」について、事務局お願いします。
上原課長:	この案を提出しますのは、現委員の委嘱期間満了及び委員の増員に伴い、犬山市スポーツ推進委員を委嘱する必要があるからです。平成30年度より委嘱するスポーツ推進委員21名のお名前が記載してありますが、17名は再任、4名は新任です。新任は全て名古屋経済大学の学生さんで学校と地域の連携ということで受けていただけるということでしたので、今回委嘱させていただきました。
教育長:	まだ20歳の学生達ですが、新たにスポーツ推進委員にとということで、委嘱をしたいという提案でした。これについて、何かご意見ご質問がありましたらお願いします。特にないようですので、第57号議案につきましてお認めいただけますでしょうか。
各委員:	異議なし。
教育長:	異議なしと認めます。この件は承認されました。続きまして、第58号議案の審議に入ります。
	第58号議案
教育長:	「犬山市文化財保護審議会委員の委嘱」について、事務局お願いします。
中村課長:	この案を提出しますのは、犬山市文化財保護審議会委員を委嘱する必要があるからです。この委員は犬山市文化財保護条例施行規則に基づいて委嘱されるもので、第2条に文化財に関して識見を有する者のうち、教育委員会が任命するとなっております。今回委嘱する委員の4名は全て再任です。今までは5名で、横山さんという方がおみえになりましたが、今回の委嘱期間の満期を迎えるにあたって、退任したいとお申し出がありましたので、残りの4名の再任をお願いしております。
教育長:	委員の人数は特に決まっていますか。
中村課長:	上限が決まっているだけです。
教育長:	全て、現在お勤めいただいている方を引き続きということですが、それぞれお立場がありまして、専門的な立場からご指導賜っている方がかりです。4名引き続き再任をお願いしたいという提案ですがいかがでしょうか。特にないようですので、第58号議案につきましてお認めいた

	だけですでしょうか。
各委員:	異議なし。
教育長:	異議なしと認めます。この件は承認されました。 続きまして、第59号議案の審議に入ります。
教育長:	第59号議案
教育長:	「平成29年度要保護及び準要保護児童・生徒の認定」について、事務局お願いします。
武藤課長:	今回の申請者は5名で、認定者は2名となります。認定児童生徒数としては3名です。内訳は表のとおりとなっています。今年度トータルの認定児童生徒数は350名で認定率は5.6%となっています。昨年度同時期の認定児童生徒数が340名でしたので10名の増。昨年の同時期の認定率は5.4%でしたので、0.2%の上昇という状況になっております。
教育長:	今説明があったとおりですけれど、昨年度に比べてハードルを低くしたということで、認定率も増加をしたということです。これについて何かご意見ご質問はありませんか。ないようですので、第59号議案につきましてご承認いただけますでしょうか。
各委員:	異議なし。
教育長:	異議なしと認めます。この件は承認されました
	通信及び請願
教育長:	通信及び請願はありますか。
事務局:	ありません。
	協議・連絡
教育長:	協議・連絡に移ります。 (4)「いじめ防止に向けて」と(9)「平成30年度教職員定期人事異動に係る事項について」は個人情報に関することから、非公開扱いとさせていただきます、全ての案件が済んだ後で行いたいと思います。予めご了承ください。 最初に(1)「後援名義使用許可に関する報告」について、事務局お願いします。
上原課長:	今回提出させていただいたのは全部で12件です。新規が1件、継続案件が11件です。新規につきましては、No.9の「ユニファイドリレー・トーチラン」で、犬山ライオンズクラブからです。9月に尾張旭市で行われるスペシャルオリンピックス、知的障害のある方にオリンピック競技種目に準じたスポーツ競技会に出させていただくというものですが、これを周知するためのトーチランということで、参加費無料で趣旨にも賛同できるということで、後援名義を許可しました。
教育長:	これについて、何かご意見ご質問はございますか。ないようですので次にいきます。 「犬山市教育振興基本計画」について、事務局お願いします

田中補佐:	今回配布しました教育振興基本計画につきましては、先月22日に開催されました総合教育会議での意見を受けて、最終的に修正した箇所を赤字でお示ししています。また今月5日から19日までの期間でパブリックコメントにより、意見を募集しています。もし意見等がありましたら、20日以降に教育委員の皆様にお知らせをして、振興基本計画の策定とさせていただきます。3月中にはホームページに掲載し、市民の皆様にご周知させていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。
教育長:	ご覧になられて今の時点で何かあるようでしたら、お聞かせいただけるとありがたいです。
奥村委員:	最後のページの2学期制の表の、終業式と始業式の間のお休みは今年度から無くなっているの、削除した方がいいと思います。
教育長:	秋休みが無くなって、土日月の3日間の休みだけということです。休みと書かず、薄く空白にするだけでいいと思います。他にどうですか。もしあるようでしたら、またお聞かせください。次にいきます。「犬山市部活動外部指導員設置要綱」について、事務局お願いします。
神谷主幹:	先程「学びの学校づくり」で、中学校部活動指導者の増員についてご説明させていただきましたが、文部科学省の事業を活用するためにはいくつかの条件があり、規則等の整備はその一つです。そのために、文化スポーツ課が策定している要綱を参考に作成しました。指導員の研修・配置時間数・手当等に差異が生じないようにしています。この部活動外部指導員は、単独での指導や引率、保護者への連絡、施設設備の点検・管理などの顧問としての活動を行うことができます。
教育長:	今説明があったとおりですが、国の補助事業に乗って、国が3分の1、県が3分の1、市が3分の1、これで3名を増やそうということになります。特によろしいですか。次にいきます。「犬山市文化芸術活動全国大会等出場者激励費支給要綱」について、事務局お願いします。
上原課長:	今までは、スポーツに関する全国大会に出場された方につきまして、個人及び団体に対して激励費を支給していましたが、文化に関する大会の激励費はありませんでしたので、今回、平成30年度実施に向けて、要綱を制定させていただきました。近隣の市町についても、殆どの市が文化について実施しているという状況でしたので、参考にいたしました。文化というくくりはなかなか難しいですが、支給の対象とする文化芸術は文化芸術基本法に掲げられたものとします。全国大会等、激励費の支給対象者、支給金額などは要綱のとおりです。あくまでも予選会や選考会を経て、全国大会へ行かれた方に対して支給となります。
教育長:	これまでスポーツに関するものはあったのですが、文化に関するものはなかったようです。もっと目を広げて、スポーツに限らず文化の方面でも、全国で活躍された方にはご褒美をあげましょうという内容です。

	これについて何かございますか。
紀藤委員:	第2条(2)の全国高等学校総合文化祭というのは、出場することは結構厳しいものなんですか。スポーツと文化の兼ね合いで、文化のほうが出場しやすいイメージがあります。もっと言うとスポーツも小中高と一般では厳しさが随分違うというイメージがあります。一般で出場するより小中高は難しいと思いますので、激励費の話が出るとその辺りの兼ね合いがいつも気になります。
上原課長:	実際、我々も文化の表彰というのは初めてですので、近隣では犬山高校や犬山南高校でスポーツの全国大会出場の垂れ幕は見ますが、全国高等学校総合文化祭などは見たことがなくてわかりません。どれだけ出てくるかわからないので、どうなのかと感じながら要綱は作成しました。
千葉委員:	例えば、中学校の吹奏楽が全国大会に行くとなった場合、どの項目に該当しますか。国民文化祭とか全国高等学校総合文化祭と限定してしまうより、もう少し幅を広げた方がよいのではないですか。
上原課長:	該当項目がない場合は(5)その他市長が認める全国規模以上の大会で対応することになると思います。近隣の市町を参考に作っていますので、需要に応じて適宜変えていく事も可能です。
奥村委員:	ボーイスカウトも入りますか。
上原課長:	支給要綱に該当するかどうかを見ていくことにはなりますが、今ここでどうなのかは申し上げられないです。
教育長:	申請があったらその都度審査をするということになると思います。他によろしいですか。では次へいきます。 「たのしく言葉あそび(こども俳句教室)の実施」について、事務局お願いします。
上原課長:	来年度の図書館の事業としまして、小学生を対象に俳句の面白さを学ぶということで、年に4回実施します。講師は犬山市立図書館協議会委員で、俳句の会にも所属してみえる宮地瑛子さんに依頼しました。犬山市は偉大な俳人も輩出していますので、そういったことに対して少しでも取り掛かりになり、より犬山を知っていただくということも含めまして、新たな事業を展開します。
教育長:	これについてはよろしいですか。では次へいきます。 「第36回犬山シティマラソン・第40回読売犬山ハーフマラソンの終了報告」について、事務局お願いします。
上原課長:	まず、犬山シティマラソンにつきましては、出走者が3,443人、ハーフマラソンにつきましては、エントリーが10,676人、出走者が9,087人、完走者は8,548人でした。シティマラソンにつきましては、今年度が最後ということですが、来年度以降については、市長、副市長を含めまして検討しています。どのような形で新たに行うか決まり次第、定例教育委員会のほうでも報告させていただきます。
教育長:	これについてはよろしいですか。では次へいきます。

	「4月・5月行事予定表」について、事務局お願いします。
小川主事:	4月2日が辞令伝達式、5日が中学校入学式始業式、未来園の入園式、6日が小学校入学式。7, 8日が犬山祭。9日が小学校始業式、犬山幼稚園入園式、10日が犬山幼稚園始業式となっております。17日が学力・学習状況調査、月末には各学校でPTA総会を控えています。5月に入りますと、気候が良くなりますので、遠足、校外学習、自然教室、修学旅行というように入事が入っております。
教育長:	行事予定について、よろしいですか。では、次へいきます。 「平成29年度犬山市教職員定期人事異動に係る事項」についてと「平成30年度犬山市教職員辞令伝達式」についてを続けてお願いします。
小川主事:	本年度は退職辞令伝達式を、3月30日(金)午後3時30分より205会議室で行います。新年度の辞令伝達式につきましては、4月2日(月)午前9時45分より201、202、203会議室で行います。教育委員の皆様にもご参加いただきたいと思っておりますので、後ほど派遣依頼を配布させていただきます。よろしくお願いいたします。
教育長:	4月2日の辞令伝達式には、出来るだけ出ていただきますようお願いしたいと思います。協議連絡事項は以上です。次に自由討議に入ります。
	自由討議
教育長:	自由討議に移ります。発言はありませんか。
	○部活動指導ガイドラインについて ・スポーツ庁から部活動ガイドラインが出ると聞いているが内容は把握しているか。犬山市のガイドラインと擦り合わせが必要ではないか。 ・スポーツ庁と犬山市では時間的、日数的なところも殆んど差はない。 ・犬山市のガイドラインは充分現場と協議し作成されている。まずは運用してみて不都合があれば検討していく。 ・7月に県のガイドラインも出るが、おおよそのラインなので、今後見直しが必要なら、見直していけばいいと思う。
	その他
教育長:	事務局、ありませんか。
事務局:	ありません。
教育長:	千葉委員が任期までで本日が最後の定例教育委員会となりますので、ご挨拶をお願いします。
千葉委員:	8年が長いようであつという間でした。最初にお受けした時は不安もありましたが、皆様の助けでやってこられたと思っております。自身が犬山の市民であったことで、自宅へ足を運んでいただいてお話を聞かせていただいたこともよくありました。これからは、教育委員という立場ではなく地域の住民としてお話を聞くこと位はできるかなと思っておりますので、今までいろいろ勉強させていただいたことで、繋げることは

	繋げていこうと思っています。微力で、お世話になることばかりでした。本当にありがとうございました。
教 育 長:	これで、公開案件については終了します。最初にお願いしましたように、以後は、非公開で、「いじめ防止に向けて」を行います。
	<p>「いじめ防止に向けて」</p> <p>報告事案及びこれまでの継続事案についてのその後について説明後、以下の意見、説明があった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・加害者不明の案件については、学校の先生による放課中の見回りを強化している。 ・トラブルが完全になくなったのであれば、解決事案となるが、トラブルが減っただけなら、注意して見守り続ける必要がある。 ・年度替わりになるので、継続事案の引継ぎをしっかりとしてほしい。特に6年生の事案は小中連携で中学校へしっかりと引継ぎしてほしい。 ・被害者も加害者も心を病んでいると思うので、専門のアドバイザーによるカウンセリングが必要だと思う。 ・家庭のモラルの問題ですが、子どもにスマートフォンや携帯電話を持たせるなら、金額など契約内容を知らせる必要があると思う。 ・継続事案の報告書は経緯を累積するとよい。 ・新学期を機会に不登校児童生徒が登校できるようになるといい。 ・学校だけで解決しようと思わず、いろんな人の手を借りてみんなで問題を共有化して解決していくことが大切だ。
教 育 長:	「平成30年度教職員定期人事異動に係る事項」について、お願いします。
	○人事案件の確認を行った。
	閉 会
教 育 長:	以上をもちまして、3月定例教育委員会を終了させていただきます。

【次回開催】 定例教育委員会 4月10日(火) 15:00 401会議室